業務の部

I 一般業務概要

衛生研究所の成立と経過については、本報第1輯、第5輯に記載したが、其の後は関係諸規程の改正はなく、業務内容においては、雄物川河川水調査及び放射能調査など、国の施策による委託調査業務が相当増えて来た一方寄生虫検査は日本寄生虫協会県支部の設立により本研究所としては業務内容が若干減少し、これにかわるものとしてウイルス検査が必要であるのだが、遺憾ながら建物が狭隘なために充分な検査は未だ不可能な現状である。

また時代の要請により生活科学研究の必要に迫られ、その研究所乃至研究部併設のためと、衛研新築について屢々検討がなされた。

人事の面では、非常勤嘱託橋本与市が昭和36年1月に、作業手森田鉄雄が同年8月13日に依願退職したため、8月28日より伊藤秋悦を動物飼育係として臨時採用した。11月1日付で出納局管理課より作業手山田運治郎が森田作業手の後任として転入し来り現在に到っている。　　(昭37.3.31現在)

II 現職員並に業務分担調

(昭和37年3月31日現在)

業務区分	職名	氏名	発令年月日
	所長	児玉栄一郎	昭和29年6月25日
	技師(兼務)	児島三郎	〃 35　5　10
	所長補佐	五十嵐美水	〃 35　4　1
庶務	主事	土岐正哉	〃 31　11　13
収入、物品分任出納員	〃	朝倉一雄	〃 35　4　1
細菌検査	技師	藤沢宗一	〃 21　11　27
化学検査	〃	齋藤ミキ	〃 21　2　28
細菌検査	〃	佐々木千代治	〃 27　8　12
〃	〃	庄司キク	〃 19　10　1
化学検査	〃	宍戸勇	〃 32　4　10
細菌検査	〃	茂木武雄	〃 23　5　20
化学検査	〃	阿部輝雄	〃 33　4　1
細菌検査	〃	坂本昭男	〃 21　10　1
〃	〃	髙山和子	〃 25　7　10
培地製作	作業手	山田運治郎	〃 36　11　1
動物飼育	臨時職員	伊藤秋悦	〃 36　8　28

Ⅲ　衛生研究所関係規則、使用料手数料

秋田県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則は昭和30年3月26日公布、同年4月1日施行後数次の改正を経て現在に到っているが、ここに掲げた別表料金表は昭和36年8月15日に一部改正されたものである。

別　表

県の衛生関係施設の使用料および手数料料金表（一部略）

6.　血清学的検査料

(1)ウイダール氏反応検査　1件につき　30円
　集団の場合は　1人 1件につき　20円
(2)ワイルフエリツクス反応検査　1件につき　30円
　集団の場合は　1人 1件につき　20円
(3)フライ氏反応検査　1件につき　50円
(4)梅毒血清反応検査
　ワツセルマン反応（沈降反応併用）　1件につき　100円
　集団の場合は　1人 1件につき　60円
　沈降反応（2種併用）　1件につき　40円
　集団の場合は　1人 1件につき　30円
(5)補体結合反応検査
　（発疹チフス、日本脳炎、インフルエンザ等）　1件につき　100円
(6)赤血球凝集反応検査　1件につき　100円
(7)寒冷凝集反応検査　1件につき　50円

7.　顕微鏡検査料

(1)かく痰検査　1件につき　40円
(2)その他の細菌学的検査　1件につき　20円
(3)寄生虫卵検査
　直接法　1件につき　20円
　集団の場合は　1人 1件につき　10円
　集卵法　1件につき　40円
　厚層塗抹法　1件につき　20円
(4)マラリア回帰熱等の原虫検査　1件につき　30円
(5)螢光顕微鏡検査　1件につき　40円
(6)尿沈渣
　無染色検査　1件につき　30円
　染色検査　1件につき　30円

8.　細菌学的培養検査料

(1)チフス、パラチフス、赤痢等の菌　1件につき　150円
　集団の場合は　1人 1件につき　70円
(2)結核、ジフテリア、脳脊髄膜炎等の菌　1件につき　150円
(3)食中毒の菌　1件につき　150円
(4)結核菌の抗生物質耐性検査　1件につき　150円

9.　その他の細菌学的検査料

(1)水および氷および氷雪検査　1件につき　140円
(2)その他の食品検査　1件につき　150円
(3)殺菌効力検査　1件につき　1,200円

10.　臨床病理検査料

(1)尿化学検査
　比重および反応、ビリルビン定性、ウロビリン定性、ウロビリノーゲン定性等　1件につき　10円
　ジアスターゼ定量　1件につき　20円
　インジカン、アセトン、胆汁成分、ポルフイリン等　1件につき　10円
　蛋白定性　1件につき　10円
　糖定性　1件につき　20円
　蛋白定量　1件につき　20円
　糖定量　1件につき　40円
(2)血液検査
　血液理化学的検査　1件につき　100円
　血色素測定　1件につき　20円
　血液型検査　1件につき　30円
　血球計算　1件につき　40円
　血液像検査　1件につき　40円
　血糖測定　1件につき　60円
　血中微生物検査　1件につき　40円
(3)糞便潜血反応検査　1件につき　30円
(4)脳脊髄液検査　1件につき　50円
(5)胃液、十二指腸液検査　1件につき　50円
(6)腎臓機能検査　1件につき　100円
(7)組織顕微鏡検査　1件につき　100円
　ただし臨床病理検査のうち、保健所において高血圧症予防に関して行う検査については当該料金の半額とする。

11.　食品、添加物等の試験検査料

(1)定性分析　1成分につき　200円
(2)定量分析　1成分につき　300円
(3)食品の栄養学的成分試験　1件につき　1,000円
(4)乳汁類の脂肪比重測定　1件につき　300円
(5)酒精飲料試験
　メチルアルコール含有測定　1件につき　500円

比重アルコール含有測定	1件につき	400円
(6)その他食品の比重測定	1件につき	300円
(7)食品の成分規格の化学的検査		
乳および乳製品	1件につき	600円
氷　雪	1件につき	350円
その他の食品	1件につき	600円
器具、容器および包装	1件につき	600円

12. 水質化学試験料

(1)定性分析	1成分につき	100円
(2)定量分析	1成分につき	200円
(3)飲料水適否試験	1件につき	350円
集団の場合は	1件につき	200円
(4)水道水の試験検査		
定期試験	1件につき	250円
精密試験	1件につき	2,000円

13, 温泉分析料

(1)定量分析（中分析）	1件につき	7,000円
(2)ラジウムおよび放射能分析	1件につき	2,000円

14. 医薬品および衛生材料試験料

(1)定性分析	1成分につき	200円
(2)定量分析	1成分につき	300円
(3)局方適否試験	1件につき	600円
(4)薬品鑑定	1件につき	1,500円

15. 農工業用薬品試験料

(1)定性分析	1成分につき	200円
(2)定量分析	1成分につき	300円

16. 化粧品試験料

(1)定性分析	1成分につき	200円
(2)定量分析	1成分につき	300円
(3)有害金属の有無試験	1件につき	500円

17. 動物試験料

実験用動物を使用して行う試験では実費を基準としてそのつど所長が定める。

18. 予防接種　　省　略

19. 文書料

(1)診断書、証明書類	1通につき	40円

ただし２通以上は、１通を増すごとに10円とする。

(2)検査成績書謄本	1通につき	30円

ただし２通以上は、１通を増すごとに10円とする。

Ⅳ 昭和36年度予算調

歳入		歳出			
科目	収入済額	科目	内訳	配当予算額	支出済額
	円			円	円
使用料及手数料	751,230	県職員費		8,173,222	8,173,222
雑収入	3,750		報酬	180,000	180,000
			吏員給	5,316,888	5,316,888
			給料	183,049	183,049
			職員手当	2,493,285	2,493,285
		保健所費		326,103	326,103
			旅費	228,873	228,873
			賃金	86,500	86,500
			食糧費	1,730	1,730
			印刷製本費	7,000	7,000
			備品費	2,000	2,000
		伝染病予防費		132,596	132,596
			旅費	49,596	49,596
			原材料費	83,000	33,000
		衛生検査費		462,888	462,888
			旅費	19,772	19,772
			消耗品費	218,665	218,665
			印刷製本費	20,000	20,000
			通信運搬費	12,000	12,000
			修繕料	8,200	8,200
			原材料費	184,251	184,251
		衛生研究所費		1,038,598	1,038,598
			旅費	54,670	54,670
			賃金	19,880	19,880
			消耗品費	241,487	241,487
			燃料費	112,720	112,720
			印刷製本費	5,780	5,790
			光熱水費	471,749	471,749
			通信運搬費	60,848	60,848
			手数料	5,349	5,349
			借料及損料	24,120	24,120
			修繕料	13,795	13,795
			備品費	8,000	8,000
			原材料費	20,200	20,200
		食品乳肉衛生費		12,000	12,000
			原材料費	12,000	12,000
		健康診断費		398,880	898,880
			消耗品費	332,950	332,950
			印刷製本費	62,000	62,000
			通信運搬費	3,930	3,930
		薬事諸費		12,000	12,000
			原材料費	12,000	12,000
		水質保全費		82,329	82,329
			旅費	7,330	7,330
			消耗品費	65,000	65,000
			通信運搬費	4,999	4,999
			修繕料	5,000	5,000
合計	754,980	合計		10,638,616	10,638,616

V 業 務 内 容

(1) 庶務係業務内容

1. 職印、その他の公印の管守に関すること
2. 文書の収受及び発送手続並に保管に関すること
3. 物品の購入及び修繕等の手続に関すること
4. 手数料の取扱整理に関すること
5. 諸統計の調査報告に関すること
6. 研究所の運営企画及び重要業務の連絡調整に関すること
7. その他細菌、化学の各係に属しない事項

概 要

庶務係は現在所長補佐を除いて2名により一応の体制を整えたのであるが、未だ整備の段階にある。

業務内容は文書事務、物品購入の請求手続及び受領、庁内外との連絡、その他いわゆる一般的庶務事項を担当しているのであるが、その他検体等の受付業務、各部課、各保健所、各医療機関との連絡、統計調査などを併せ担当している。庶務的な全ての業務が本庁の各部課、室によらなければ進捗をみることが出来ない現状にあり、加えて発展途上にある研究所の現状に鑑み、また研究所の合理的且つ能率的な運営を期するためにも庶務係の完全なる体制確立を望んでいる。

(2) 細菌検査（科）の業務並びに業績

細菌検査は一般診療機関よりの依頼を主とし、また行政上必要な各種試験並びに調査、事業所や学校等からの依頼や、また保健所からの再試験とか、精密検査、それに個人からの依頼などによる検査である。検査件数は近年非常に多いとは言えないが、医学の進歩とともに高度の技術を要する特殊試験検査、特にウイルス、リケツチアの検査（現在の衛生研究所は狭く、危険な微生物を取扱うことは設備の面のみならず、従事者の健康保持の面からも困難である）を行うためには物的な面、質的な面からも、また人的面からも不満足なことが多い。しかし職員一同は研鑽につとめ、天与の業務を通じて県民のためのみならず、人類の健康増進に寄与することを目的としている。

細菌検査（科）の業務は現在次の通りである。

(A) 細菌検査係

1. 赤痢菌、チフス菌等法定伝染病病原菌の検査に関すること
2. ウイダール反応、ワイル、フエリツクス反応検査に関すること。
3. 淋菌の検査に関すること。
4. 赤痢菌の菌型分類並びに薬剤耐性細菌に関すること
5. 腸内菌細に関すること
6. 発疹チフス、日本脳炎、インフルエンザ等の補体結合反応検査に関するこ
7. 寄生虫、原虫の検査に関すること
8. 嗜好品としての氷、氷菓子、冷蔵用の氷、雪等の細菌検査に関すること
9. 牛乳、乳製品等の細菌検査に関すること
10. 一般食品（病原性大腸菌、病原性好塩菌、その他中毒原因菌など）の細菌検査に関すること
11. 消毒剤、殺虫剤、殺菌灯等の効力試験に関すること
12. その他細菌検査並びに培地補給に関すること

(B) 梅毒血清反応係

1. ワツセルマン反応検査に関すること
2. 梅毒沈降反応検査に関すること
3. 寒冷凝集反応検査に関すること

(C) 結核菌検査係

1. 結核菌の塗抹染色鏡検並びに培養検査に関すること
2. 結核菌の薬剤耐性検査に関すること
3. 結核菌以外の抗酸性菌の生物学的検査に関すること
4. 癩菌の検査に関すること

(D) 培地製作並びに試験動物飼育係

1. 各種細菌検査に要する培地の製作に関すること
2. 実験用動物の飼育管理に関すること

(E) その他

1. 食中毒菌を細菌並びにウイルスの面から共同検査のこと
2. 下痢の病原菌を同上の角度から観察並びに共同試験検査すること
3. クロストリジウム属の調査研究に関すること

業 務 実 績

a． 細菌検査の実績

昭和36年度（1月から12月まで）分は次の表に示すとおりである。

第 1 表　　細 菌 検 査 実 績 表（昭和36年1月～12月）（結核梅毒を除く）

検査区分＼月別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率 %
ウイダール反応	2	2 (1)	2 (1)	1 (1)	6 (2)	2	3 (2)	5 (5)	3 (2)		3 (3)	2	31 (17)	
ワイルフエリツクス反応								2 (2)		1 (1)		1 (1)	4 (4)	
赤痢菌	2 (1)	4	74 (2)	111 (26)	21 (1)	25	8	12 (3)	30 (4)	799 (2)	8 (2)	1	1095 (41)	3.7
チフス、パラチフス菌	2	2	2		6		2	3	3		8	2	30	
ジフテリア菌	2				2	2	2					12 (12)	20 (12)	
飲食品			2				2		3				7	
赤痢菌菌型	2 (2)	12 (10)	2 (2)	35 (35)	6 (4)	6 (1)	11 (11)	4 (3)	4 (4)	7 (7)	3 (3)	12 (12)	104 (94)	
赤痢菌薬剤耐性						77		93				36	206	
その他	1 (1)	4 (3)	1	7 (1)		6 (5)		1 (1)		1 (1)			21 (12)	
計	11 (4)	24 (14)	83 (5)	154 (63)	41 (7)	118 (6)	28 (13)	120 (14)	43 (10)	808 (11)	22 (8)	66 (25)	1518 (180)	

註　欄中上位の数字は件数、括弧内の数字は陽性件数を示す

（以上茂木技師記）

b、衛生研究所並びに県内各保健所に於て分離した赤痢菌の型別及び薬剤耐性。

以上については業績の分に記載した。

（以上　茂木技師記）

c、日本脳炎補体結合反応検査成績

昭和36年11月より12月に到る期間中に行われた日本脳炎補体結合反応の成績は第2表に示すとおりである。

第2表　日本脳炎補体結合反応検査成績

（昭和36年11月～12月）

検体番号	患者年令	発病月日	採血月日	成績 (－)	成績 (＋)	備考
1	6	36. ?	36. 8.26	－		
1′	6	?	9. 9		1：32	
2	25	?	8.30	－		
3	25	8.27	8.30	－		
3′	25	8.27	9.12		1：8	
4	8	9. 3	9. 6		1：8	
5	27	8.31	9. 6	－		
6	6	9. 4	9.11	－		
7	10	9. 5	9.11	－		
8	7	9. 5	9.10	－		
9	5	9. 2	9.16		1：8	
10	7	9.10	9.16	－		
11	13	9. 8	9.16		1：8	
12	72	9.18	9.21			判定不能
13	17	9. ?	9.21	－		
14	4	9.19	9.21	－		
15	9	9.20	9.27		1：4	
16	10	9.23	9.28	－		
17	17	9. ?	9. ?			判定不能
18	47	9.25	9.29			〃
19	9	9.20	10.10		1：8	
20	9	6.15	9.22	－		
20′	9	9.15	10.20		1：64	
計23				12	8	3

註　検査件数　23
反応陰性数　12
反応陽性数　8
判定不能（抗補体作用のため）　3
陽性者血清のワ氏反応は8件とも陰性である。

（以上坂本技師、庄司技師記）

d、インフルエンザ赤血球凝集抑制試験成績

昭和36年インフルエンザ流行時実施したインフルエンザ赤血球凝集抑制試験の成績は次の第3表に示すとおり

である。

第3表 インフルエンザ赤血球凝集抑制試験成績

検査番号	年令	発病月日	急性期採血月日	回復期採血月日	判定成績
1	11	36. 2. 9	36. 2.10	36. 2.24	判定不能
2	12	2. 7	2.10	2.24	B 型
3	12	2. 6	2.10	2.24	判定不能
4	12	2. 8	2.10	2.24	〃
5	12	2. 7	2.10	2.24	〃
6	10	2. 8	2.10	2.24	〃
7	10	2. 8	2.10	2.24	〃
8	10	2. 8	2.10	2.24	〃
9	10	2. 8	2.10	2.24	〃
10	10	2. 8	2.10	2.24	〃
11	13	2. 9	2.10	2.24	〃
12	15	2. 9	2.10	2.25	B 型
13	16	2. 8	2.10	2.25	判定不能
14	16	2. 9	2.10	2.25	B型の疑
15	14	2.10	2.10	2.25	判定不能
16	13	2.13	2.11	3. 2	〃
17	13	2.13	2.15	3. 2	〃
18	13	2.13	2.15	3. 2	B型の疑
19	13	2.13	2.15	3. 2	判定不能
20	13	2.13	2.15	3. 2	B 型
21	12	2.12	2.13	2.27	〃
22	14	2.12	2.13	2.27	〃
23	13	?	2.17	3. 6	〃
24	14	?	2.17	3. 6	A2型の疑
25	12	?	2.17	3. 6	〃
26	14	?	2.17	3. 6	B 型
27	15	?	2.17	3. 6	B型の疑
28	14	?	2.17	3. 6	〃
29	14	?	2.17	3. 6	判定不能
30	14	?	2.17	3. 6	B 型

以上の成績を総括すると次のようになる。

検査件数	30
比８以上B型	8
比４ B型の疑	4
比4 A_2型の疑	2
比２以下判定不能	16

（以上　坂本技師、庄司技師　記）

e、ポリオの補体結合反応検査成績

昭和36年６月、７月本県においてもポリオの流行があり、35年同月の約２倍にあたる患者の発生を見た。患者総数46名中14名について補体結合反応検査を実施したがその成績を要約すると次のようである。

方法　　Kolmer 氏少量法

成績　検体14件中12件は回復期血清だけで、急性期と回復期血清とが揃ったのは僅か２件だけであった。

Ⅰ型に対して×20以上反応を示したのは６件、Ⅱ型に対して反応を示したのは１件もなかった。Ⅲ型×20以上は６件あった。

Ⅰ型、Ⅲ型に同じ倍数に反応を示したものが１件あった。また急性期及び回復期共に同じ倍数に反応を示したものが２件あった。

（当衛研ではウイルス検査を行う設備がないためポリオなどを検査することは不適当であるが、周到な注意のもとに行った。なお抗原分譲を辱うした福島衛研に対して満腔の謝意を表す次第である。

（以上　坂本技師、庄司技師記）

f、寄生虫卵検査成績

昭和36年度実施した寄生虫卵検査は少い。これはこのような業務は新たに誕生した日本寄生虫協会秋田県支部へ謹んで移譲したものである。成績は第４表のとおりである。

第4表　寄生虫卵検査成績

（昭和36年１月～12月）

検査件数並びに陽性区分 / 検査法	検査件数	陽性 回虫卵	陽性 東洋毛様線虫卵	陽性 鞭虫卵
直接塗抹法	617	150	8	56
陽性率（%）		(24.3)	(1.3)	(9.1)

註　検査材料の内訳

秋田市内中学校生徒	613件
一般（医療機関）の依頼	4件
合　計	617件

（以上　茂木技師記）

g、結核菌検査

(イ)、昭和36年（１月～12月）実施した結核菌の検査は塗抹染色検査、培養試験、並びに抗結核薬剤に対する耐性試験検査で、実績はそれぞれ第５表、第６表、第７表に示したとおりである。

第 5 表　　結核菌塗抹染色検査成績　（昭和36年 1 月～12月）

検査＼月別	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	Ⅺ	Ⅻ	計
件　　数	2	4 (1)	2 (1)	3	1	—	—	1	3 (1)	—	—	—	16 (3)
陽性率　%	—	25	50	—	—	—	—	—	33.3	—	—	—	18.8

註　括弧内の数字は陽性件数を示す。

第 6 表　　結核菌培養試験成績　（昭和36年 1 月～12月）

検査＼月別	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	Ⅺ	Ⅻ	計
培養件数	23 (1)	19 (4)	30 (7)	14 (4)	13 (4)	18 —	34 (6)	17 (3)	36 (5)	35 (6)	39 (7)	32 (8)	310 (55)
陽性率　%	4.4	21.1	23.3	28.6	30.8	—	17.6	17.6	13.9	17.1	17.9	25.0	17.7

註　括弧内の数字は陽性件数を示す。

第 7 表　　結核菌の薬剤耐性試験成績　（昭和36年 1 月～12月）

薬剤＼検査	件数	対照				照	感性	耐					性
								1 γ		10 γ		100 γ	
		(++++)	(+++)	(++)	(+)	(−)		A	B	A	B	A	B
SM	135	51	21	9	15	39	21	11	9	14	7	20	14
P A S	134	49	19	10	16	40	45	9	11	2	15	1	11
I N H	130	54	18	9	15	34	43	11	13	7	12	2	8
P Z A	3	1	1			1	1					1	
K　M	6	3	2		1		2	1				2	1
C　S	3	2	1										
その他	13	4	2		1	6	3	1	1	1	1		
計	424	164	64	28	48	120	115	33	34	25	36	27	34

註　1.　Aは対照とほぼ同程度のもの、Bは対照を 100 とした場合、その75%程度に至らないもの。

2.　成績は培養期間4～5週間日をもって判定した。

(ロ)、結核菌培地補給業績

昭和36年 1 月～12月、主として保健所に対し、結核菌培地を供給した業績は次に示すとおりである。

SM　系列	164組（1系列は4本）
PAS系列	164組
INH系列	135組
そ の 他	10組
計	473組（1,892本）

（以上　佐々木技師記）

h、梅毒血清反応実施成績

昭和36年 1 月から12月まで実施した梅毒血清反応試験成績を一括すると第 8 表に示すとおりである。すなわち検体数総計3,528件で、このうちワ氏反応は12.8%に陽性、沈降反応のみでは2.0%に陽性を示した。

第 8 表　梅毒血清反応検査成績　（昭和36年1月～12月）

種別＼月別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率%
ワツセルマン反応	285 (43)	230 (26)	251 (40)	419 (44)	353 (48)	243 (35)	229 (31)	239 (22)	251 (29)	218 (26)	254 (28)	252 (40)	3,224 (412)	12.8
沈降反応											304 (6)		304 (6)	2.0

註　括内の数字は陽性数を示す。

（以上　庄司技師記）

i、飲料水、河川水の化学検査に伴う一般細菌並びに大腸菌検査成績

昭和36年1月～12月、一般細菌及び大腸菌検査の成績は第9表に示すとおりである。

第 9 表　水の細菌(一般細菌及び大腸菌)検査成績　（昭和36年1月～12月）

月別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
件数	9	5	9	25	12	9	11	16	3	8	7	7	121

（以上　高山技師記）

(3) 化学検査（科）の業務並びに実績

化学検査（科）の業務は秋田県の衛生行政に添うあらゆる面の化学的試験及び調査研究を行い、且つ各保健所における化学試験技術者の指導並に協力を致すものである。医学の向上とともにますます試験業務が拡張され、技術者の充実をはかるとともに試験法の高度化に沿う必要に迫られている。また秋田県は脳卒中死亡が全国で最高であるが、これには疫学的にその原因を追求することが大切である。これらの因子分析には化学試験の重要なことは明かであるが、全力をその面に傾け得ないことが遺憾である。

現在化学試験に従事している者は3名だけであり、各技術者は担当過重な負担に堪えつつも県民生活の向上と福祉を希っている次第である。

業務内容を列記すれば次のとおりである。

(A) 水質検査

食品衛生法施行細則第十条に基く営業用水の検査

秋田県条例第十九号第十条に基く特設水道の検査

その他一般依頼の水質検査

(B) 温泉分析

温泉法施行規則第4条第5項に基き依頼された温泉の分析、及びラジウムの測定

(C) 医薬品検査

厚生省の指示により薬事監視員の一斉取締により収去してきた医務薬事課依頼による薬品検査

薬事監視員により不良品の疑をもって収去された薬品の検査

覚醒剤、麻薬等の鑑定

其他一般依頼による医薬、農薬、工業薬品、化粧品等検査

(D) 食品検査

厚生省の指示により食品監視員の一斉取締により収去された食品の検査

食品監視員により不良の疑を以て収去された食品の検査

食品衛生法に基ずき検査を受けなければならない氷雪、人工着色料、甘味料等の製品適否試験

一般依頼による栄養化学的分析

其の他一般依頼による特殊成分検査

(E) 飲料水中の弗素検査

昭和27年からかって事業として取り上げられた斑状歯調査に関連し、必要のある場合には飲料水中の弗素及び硬度、塩素、鉄等の含有量検査

(F) 放射能検査

海水、雨水、水道水、河川水、その他動植物に附着乃至取り込まれた放射性物質の放射能検査

(G) 井戸水検査

(H) 浄化そうの排水検査

昭和29年4月22日清掃法、昭和29年6月30日清掃法施行規則が公布せられ、これに基ずく放流水の水質試験については将来各保健所で行うことになるであろうが、器械、器具その他の点について直ちに実現不可能なので、現在は衛研に於てのみ実施してい

る。

(I)　技術者訓練

昭和28年より各保健所の化学試験技術者に対し、試験法の統一と試験技術の向上を図る目的で年1回以上講習会を開催することになっている。

業務実績

昭和36年の業務実績を示すと次のとおりである。

a、水質試験

1. 食品衛生法施行細則第10条によると営業に使用する水は、水道水または食品衛生検査施設の水質検査の結果飲用に適すると判定された水を使用しなければならないことになっているため、厚生省編飲料水検査指針に基ずいて飲料水中のクロール、硝酸、亜硝酸、アンモニヤ、鉄、硬度、有機物質等の含有量を検査し、厚生省の飲料水判定標準にしたがって飲用適否を判定することとしている。
2. また特設水道は昭和29年秋田県条例第19号秋田県特設水道条例施行規則第2条にしたがって人口500人未満に給水している水道は年1回、500人以上給水しているものについては年2回検査を行っている。その実績を示すと第10表上段に示すとおりである。

なお第10表には水質試験の他、食品試験、医薬品試験、温泉分析、放射能試験など実施した試験件数を月別に示し、またそれらの合計を示した。

第10表　化学的諸検査実績表　(昭和36年1月〜12月)

種別＼月別	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
水質試験 水道水精密検査	6		6	7		7	7	1	8	9		9	7		7	11		11
水質試験 水道水定期検査	5		5	7		7	6		6	7		7	7		7	16		16
水質試験 井水飲用適否	4		4	3		3	24		24	39		39	16		16	12	3	15
水質試験 井水判定しないもの													6		6			
水質試験 河川水							34		34							48		48
水質試験 其他（特殊成分し尿下水など）							6		6				2		2			
水質試験 計	15		15	17		17	77	1	78	55		55	38		38	87	3	90
食品試験 栄養学的成分分析				1		1												
食品試験 規格試験	1		1	6		6	5		5				6		6			
食品試験 製品検査																1		1
食品試験 特殊成分試験					1	1		1	1									
食品試験 計	1		1	7	1	8	5	1	6				6		6	1		1
薬品試験 局方適否試験								11	11									
薬品試験 含有量測定							4		4									
薬品試験 計							4	11	15									
温泉分析																4		4
放射能検査																		

種別＼月別	7月			8月			9月			10月			11月			12月			合計		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
水質試験 水道水精密検査	12		12	14		14	17		17	13		13	11		11	21		21	135	1	136
水質試験 水道水定期検査	3		3				27		27	14		14	2		2	4		4	98		98
水質試験 井水飲用適否	4		4	9	15	24	24	2	26	8		8	6		6	5		5	154	20	174
水質試験 井水判定しないもの				2		2							1		1				9		9
水質試験 河川水	9		9	10		10	5		5	2		2	2		2	4		4	114		114
水質試験 其他（特殊成分し尿下水など）							2		2							6		6	16		16
水質試験 計	28		28	35	15	50	75	2	77	37		37	22		22	40		40	526	21	547
食品試験 栄養学的成分分析																			1		1
食品試験 規格試験				2		2	4		4										24		24
食品試験 製品検査																			1		1
食品試験 特殊成分試験	4		4																4	2	6
食品試験 計	4		4	2		2	4		4										30	2	32
薬品試験 局方適否試験														18	18					29	29
薬品試験 含有量測定																			4		4
薬品試験 計														18	18				4	29	33
温泉分析	1		1				2		2							1		1	8		8
放射能検査								4	4		3	3		8	8		4	4		10	19

b、医薬品検査成績

昭和36年には県内の医薬品一斉取締が2回行われ、薬事監視員によって収去された医薬品が当衛生研究所に於て検査されたが、その第1回及び第2回分の医薬品名品目、並びに試験結果はそれぞれ第11表および第12表に示した。すなわち(A)消毒用昇汞では適合1件、不適合1件あったが、

第 11 表　　昭和36年度第1回一斉取締収去薬品試験成績　　(36－11－20)

品　名	試験番号	製造業者	製造番号年月日	規約または表示量	測定含有量	判定
A、消毒用昇汞	1	○村○鉛KK	2K13	$HgCl_2$ 47.5～52.5%	48.75%	適合
	2	○○水銀工業KK	Q 7	〃	46.00	不適合
B、グリセリン浣腸	3	大○製薬	9B388	(表示量の85～115%) グリセリン50%	(93.31%) 47.65%	適合
	4	〃	OK375	〃	(95.31%) 47.65%	〃
	5	日○薬品工業KK	C 690	〃	(102.21%) 51.10%	〃
	6	○丹製薬KK	470912A	〃	(95.31%) 47.65%	〃
	7	○藤製薬松堂製薬KK	K36B17	〃	(96.69%) 48.34%	〃
	8	○○○十字製薬KK	36.10	表示なし	グリセリン 3.45%	—
C、頭髪用エアゾール式化粧品	9	○村○○堂	6586	CH_3OH 100mℓ中0.2mℓ以下	0.149mℓ	適合
	10	お○香油KK	DDG29	〃	0.114〃	〃
	11	大○○エアゾール工業KK	L 1722	〃	0.152〃	〃
	12	○○ポマード本舗KK、○星堂	N 4181	〃	0.127〃	〃
	13	東京○○化学研究所	L 1001	〃	0.170〃	〃
D、アルコール70%以上を含有する頭髪用化粧品	14	○和KK	IW514T	CH_3OH 100mℓ中0.2mℓ以下	0.086mℓ	適合
	15	KK加○○○本舗	AO 13	〃	0.194	〃
	16	KK大○化学工業所	SR	〃	0.097	〃
	17	興○KK	IW363T	〃	0.097	〃
	18	KKうた○	8—65	〃	0.115	〃

第 12 表　　昭和35年度第2回一斉取締收去薬品試験成績

日本薬局方ビタミンB_1注射液

試験番号	製造業者	製造番号年月日	表示量(5mg/cc)の95～120%	判定
1	山○○医○製薬KK	ALO 116	104.17%	適合
2	○田薬工業KK	OO2VE 3077	97.34%	〃
3	〃	TIIVS 592	109.36%	〃

日本薬局方塩化カルシウム注射液

試験番号	製造業者	製造番号年月日	表示量($CaCl^2$ 2%)の96～105%	判定
4	○岡○○○イン工業KK	LO127/235	1.99%、表示量の99.76%	適合
5	大○○製工業KK	IDE 73	1.97%、表示量の98.92%	〃

国民医薬品集　診断用クエン酸ナトリウム液

試験番号	製造業者	製造番号年月日	味（弱塩味）	P H 7.5～8.5	含量 3.3～4.3g/dl	判定
6	模○薬○研究所	1217	弱塩味	7.5	3.93g/dl	適合
7	○新○製KK	2I E3 12D12	〃	7.5	3.76 〃	〃
8	○立薬○工業KK	9M5	〃	7.5	3.88 〃	〃

国民医薬品集　注射用パラアミノサリチル酸ナトリウム

試験番号	製造業者	製造番号年月日	性状		純度試験							乾燥減量	熱灼残渣	重量偏差	含量99%以上	判定
			白色結晶	溶解度	溶状	遊離アルカリ	塩化物	硫酸塩	重金属	砒素	m―アミノフエノール					
9	第○製薬KK	TL101	白色結晶微苦	適	適	適	適	適	適	適	適	18.50%	40.92%	適	99.77%	適合
10	〃	TAJOI	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	16.65	39.99	〃	99.97	〃

国民医薬品集　パラアミノサリチル酸カルシウム顆粒

試験番号	製造業者	製造番号年月日	性状		純度試験						定量		判定
			外観	溶解度	溶状 色度	溶状 濁度	塩化物	重金属	ヒ素	m―アミノフエノール	P―アミノサリチル酸	カルシウム 15.3～16.9%	
11	○友○学工業KK	C11166 CEI	白色小顆粒	適	適	適	適	適	適	適	59.23%	15.77%	適合

(B)グリセリン浣腸液(C)頭髪用エアゾール式化粧品、(D)アルコール70%以上を含有する頭髪用化粧品などには不適合品がなかった。また第2回分の日本薬局方ビタミンB₁注射液、塩化カルシウム注射液、国民医薬品集診断用クエン酸ナトリウム液、注射液用パラアミノサリチル酸ナトリウム、同顆粒には不適合のものがなかった。

c、温泉分析

昭和23年7月10日温泉法施行以来衛生研究所に於て温泉水の分析を行っていたが、昭和25年3月31日温泉法が改正になり、更に昭和29年9月18日付厚生省大臣官房国立公園部長通ちょう第149号に基ずいて泉源の分析ばかりでなく、浴槽の泉水もまた分析を必要とすることとなつた

秋田県で温泉水分析機関として指定されているものは現在当衛生研究所と秋田大学（昭和29年から指定）のみであるが、近来温泉利用施設許可申請者が増加の傾向にあるので、温泉分析に一層力を注がなければならない訳である。

昭和36年に分析完了した温泉は第13表に示すとおり8泉である。

第13表　昭和36年温泉分析完了成績

試験番号	温泉名	所在地	PH	温泉	泉質
186	男鹿温泉	男鹿市北浦湯本字福の沢	7.5	42.5 °C	単純温泉
187	〃	〃　〃　草木原	6.7	52.0 °C	含土類弱食塩泉
188	田屋温泉	南秋田郡昭和町豊川田屋	7.6	12.0 °C	含重曹弱食塩泉
189	—	〃　八郎潟町一日市	7.1	14.0 °C	単純泉
190	象潟温泉	由利郡象潟町字中橋	7.8	43.8 °C	含バリウム、ホウ酸、強食塩泉
191	小安峡温泉	雄勝郡皆瀬村畑等字新処	8.8	98.0 °C	単純硫黄泉
192	大湯温泉	鹿角郡十和田町大湯字湯岱	7.8	60.0 °C	含ホウ酸、硫化水素、弱食塩泉
193	銭川温泉	〃　八幡平熊沢国有林	7.1	80.0 °C	含ヒ素ホウ酸、硫化水素泉

d、放射能測定

核分裂、核融合実験に由る放射性物質の降下は疎かにできない情勢であり、当衛研に於ても従来どおり雨水、水道原水、水道上水について放射能を測定して来たのであるが、12月以降科学技術庁の委託を受けて諸物質について放射能を検査することになったが、それらの成績は第14表に示すとおりである。

第 14 表　　昭和36年諸物質放射能測定成績

月別	種別	採取地	採取月日時間	測定月日	計数率 比較試料	計数率 自然計数	計数率 試料cpm / ℓ	残渣 mg/ℓ	備考
9月	雨水	秋田市土手長町衛研	36.9.6 11.10～11.40	36. 9. 7		24.4±0.7	8.7±2.4	30.6	
〃	〃	〃	36. 9.13～14 18.30～ 8.30	36. 9.14		28.8±0.8	-1.28±2.6	14.0	
〃	〃	〃	36. 9.14～15 8.30	36. 9.15		28.5±0.7	4.0±2.4	14.0	
〃	〃	〃	36. 9.23. 24 21.20～ 8.30	36. 9.24		27.8±0.7	11.2±2.4	24.8	
10月	〃	〃	36.10.18 夜～19.900	36.10.19		28.7±0.9	880.6±4.0	37.6	
〃	上水（原水）	秋田市仁井田浄水場	36.10.27 9.30	36.10.28		30.6±0.6	1.9±1.1	109.0	
〃	上水（濾水）	〃	〃	〃		〃	-0.7±1.0	117.7	
11月	雨水	秋田市土手長町衛研	36.11. 9. 10 15.40～ 8.30	36.11.10	1375.0±16.8	32.3±0.7	2186.0±12.2	154.4	
〃	〃	〃	36.11.10.11 16.30～9.00	36.11.11	1371.6±11.6	30.1±0.5	6480.8±29.6	79.6	
〃	〃	〃	36.11.11.12 16.30～ 9.00	36.11.12	1388.0± 8.4	31.7±0.5	3684.0±22.0	86.0	
〃	〃	〃	36.11.15.16 20.00～ 8.50	36.11.16	1398.4±11.9	30.3±0.5	1724.6±10.8	50.0	
〃	上水（原水）	秋田市大木屋浄水場	36.11.17 9.30	36.11.18	1332.0±11.5	30.1±0.5	8.2±1.1	98.2	
〃	上水（濾水）	〃	36.11.17 9.35	〃	〃	〃	7.7±0.9	81.3	
〃	上水（共同栓）	秋田市手形	36.11.17 9.50	〃	〃	〃	3.7±0.9	101.8	
〃	雨水	秋田市衛研	36.11.17.18 20.30～ 8.30	〃	〃	〃	125.9±2.0	15.0	
12月	上水（原水）	秋田市大木屋浄水場	36.12.25 10.00	36.12.26	5043.2±22.5	32.8±0.4	15.6±1.0	74.1	科学技術庁委託調査分
〃	井水	秋田市寺内将軍野	36.12.25 14.20	〃	〃	〃	5.2±1.2	383.2	〃
〃	天水	秋田市土手長町衛研	36.12.22	〃	〃	〃	2744.2±7.8	78.5	〃
〃	野菜（キャベツ）	秋田市寺内将軍野	36.12.15	36.12.22	5038.7±22.5	30.5±0.5	（乾物10g当り）45.2±3.2		〃

計数装置　東京製RGD-100-B,
使用計数管　マツダ製GM-B-5,
マイカ窓の厚さ　1.9mg/cm2,
窓からの距離　1 cm,
比較試料　9月～11月科研製D-30, 12月以降科研製U^3O^8A-28（500DPS）
試料皿　科研製ステンレススチール製, 内径25mm, 高さ6mm, 厚さ0.3mm

Ⅵ 講　　習　　会

昭和36年当衛研において細菌学に関する講習会が開催された。講習内容および講師は次に記すとおりである。

開催期日　昭和36年7月21日
受 講 者　各保健所の衛生検査技師、その他
場　　所　秋田県衛生研究所
　　　　　秋田保健所講堂

内　　容

(1)病原性好塩菌について　……茂木技師
(2)ウイルス病実験室診断の意義　……藤沢技師
(3)最近発生した食中毒の原因菌検出成績について　……藤沢技師
(4)赤痢菌、チフス菌について　……茂木技師

Ⅶ 秋田県高血圧病調査研究会の誕生について

世界諸国のうち統計のある国で脳卒中死亡率の最も高い国はわが日本であり、また日本国内でも該死亡率の高い県は秋田県である。秋田県においては年平均 2,800名余の貴い人命が卒中で失われている。赤痢が流行しようが、小児麻痺が勃発しようが、年々歳々このように人命が失われることがないことを思えば、半ば諦観に似た既成観念に捕われることなく、人命救護に立ち上るべきである。

もちろん脳卒中と密接な関係のある高血圧の成因については不明な点が多い。しかし成因の不明は自然に明らかになるものではないし、待てば誰かが解明して呉れるものでもなかろうと思う。難解な理論は理論として私共に直接必要なことは先ずその道を捜すことであり、より安全な場所に人を導くことである。手を拱いていては何もできない。求めてこそ道は拓けていくのである。

三人寄れば文珠の知恵ということがある。より多く集まって調査成績や研究結果を語り合えば、それだけ一歩乃至二歩前進ということになる。

この会のできたことはむしろ遅すぎた憾みがあるが、誕生したからには大いに育成に力を灑ぐべきではなかろうかと思う。　（児玉記）

秋田県高血圧調査研究会規約

1. 目　的

秋田県における高血圧症を調査し、その分布並びに成因を究め、また予防並びに治療に寄与する。

2. 会　員

本会の目的に賛成し、且つ事業を行うもので、資格を問わない。ただし会員2名以上の推薦を得なければならい。

また本会の運営を円滑ならしめるために会員の中から下記の役員をおく。

会　長	1名
副会長	1名
世話役	5名
会計係	1名

会長、副会長は会員の互選による。

世話役は会長の指名による。

3. 賛 助 会 員

本会の目的に賛成し、有形無形の援助を与えるもの。

4. 名誉会員

本会総会において多数の賛成を得たもの。

5. 事　業

事業はその性質上幅が広いので、何を先に採り上げるかについては会員合議の上決定実行する（ものであるが、さし当り次の事業を行うものとする）

(イ) 秋田県住民の脳卒中死亡率の検討
(ロ) 秋田県高血圧症の調査
(ハ) 脳卒中の予後並びに実態調査
(ニ) 脳卒中患者のリハビリテーション乃至管理に関する研究
(ホ) 高血圧症を目的とした衛生教育

6. 本会の事務所は当分の間次記の場所におく、

秋田市土手長町1、秋田県衛生研究所

7, 会　費

当分の間徴収しない。

8. 入　会

入会希望のものは会員2名以上の推薦による。但し会長の承認を要す。

会　員　氏　名（アイウ順）

猪野　達夫	（大舘保健所長）
今村　久吉郎	（五城目保健所長）
江口　為蔵	（横手保健所長）
大里　周蔵	（花輪保健所長）

北島芳二郎	(能代保健所長)	
○木村亮蔵	(秋田保健所長)	
木村善一郎	(角舘保健所長)	
○児島三郎	(男鹿保健所長)	
小西玲子	(県公衆衛生課)	
○児玉栄一郎	(秋田県衛生研究所)	
小林喬吉	(鷹巣保健所長)	
齋藤八郎	(矢島保健所長)	
齋藤ミキ	(秋田県衛生研究所)	
塩谷太郎	(大曲保健所長)	
宍戸勇	(秋田県衛生研究所)	
東条三郎	(湯沢保健所長)	

○印　世話役(当分の間)